

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和7年3月18日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1 件
------------------------	-----

厚生年金保険関係	1 件
----------	-----

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0 件
---------------------	-----

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2400198 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2400052 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 22 年 1 月 1 日から平成 26 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額 (150 千円) を訂正することが必要である。訂正後の標準報酬月額については、平成 22 年 1 月から同年 8 月までを 44 万円、同年 9 月を 53 万円、同年 10 月から平成 23 年 8 月までを 62 万円、同年 9 月から平成 24 年 7 月までを 59 万円、同年 8 月から平成 25 年 3 月までを 62 万円、同年 4 月から同年 8 月までを 56 万円、同年 9 月から平成 26 年 8 月までを 50 万円とする。

平成 22 年 1 月から平成 26 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額 (訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 22 年 1 月 1 日から平成 27 年 1 月 1 日まで

A 社で勤務していた期間のうち、請求期間において給与明細書の総支給額と国の年金記録の標準報酬月額が相違しているため、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。また、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正等が行われるのは、上記の低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回る場合である。

2 請求期間について、請求者が提出した給与明細書 (以下「給与明細書」という。) により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額 (15 万円) を上回っていないことから、厚生年金特例法による記録の訂正は認められない。

3 請求期間のうち、平成 22 年 1 月 1 日から平成 26 年 9 月 1 日までの期間について、給与明細書により確認できる報酬月額 (被保険者の資格を取得した際の決定、定時決定及び改定) に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額 (15 万円) を上回っていることから、当該期間における標準報酬月額については、平成 22 年 1 月から同年 8 月までを 44 万円、同年 9

月を 53 万円、同年 10 月から平成 23 年 8 月までを 62 万円、同年 9 月から平成 24 年 7 月までを 59 万円、同年 8 月から平成 25 年 3 月までを 62 万円、同年 4 月から同年 8 月までを 56 万円、同年 9 月から平成 26 年 8 月までを 50 万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 請求期間のうち、平成 26 年 9 月 1 日から平成 27 年 1 月 1 日までの期間について、給与明細書により確認できる報酬月額（定時決定）に見合う標準報酬月額（62 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（62 万円）を上回っていないことから、厚生年金保険法による記録の訂正は認められない。

なお、上記のオンライン記録の標準報酬月額（62 万円）は、既に厚生年金保険法第 75 条本文の規定による保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額 15 万円を除く。）として記録されている。